

議案第23号

鯖江市一般職の職員の旅費等に関する条例の一部改正について

鯖江市一般職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月20日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

国家公務員等の旅費の支給に関する法律および関連法令の一部改正に伴い、鯖江市一般職の職員についても、これに準じて所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市一般職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例

鯖江市一般職の職員の旅費等に関する条例（昭和30年鯖江市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第1項第4号」を「第2条第1項第2号」に改め、同条第3号中「在勤庁」の次に「（市長またはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同条第4号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によつて生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同条に次の1号を加える。

（6）旅行役務提供者とは、旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第9項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条第1項中「第25条の規定」を「第24条の規定」に改め、「この条から第25条までにおいて」を削り、同条第3項中「規定もしくは」の次に「同法」を加え、同条第7項中「その出発前に」を削り、「を取り消され」を「の変更（取消しを含む。同項および次条第4項ならびに第5条において同じ。）を受け」に、「において」を「その他の規則で定める場合には、」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なつた」を「なる金額または支出を要する」に改め、同条第8項中「交通機関の事故」を「天災その他規則で定める事情」に改め、同条に次の1項を加える。

9 第1項、第2項および第4項から第7項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「市長またはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「を変更（取消しを含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、またはその変更をするには、旅行命令票または旅行依頼票（以下「旅行命令票等」という。）に規則で定める事項の記載または記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、当該事項の記載または記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

第4条に次の1項を加える。

5 前項ただし書の規定により旅行命令票等に記載または記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令票等に同項に定める事項の記載または記録をしなければならない。

第5条第1項中「旅行命令等」の次に「（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第6条第1項中「車賃、日当、宿泊料および食事料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費および死亡手当」に改め、同条第5項中「車賃」を「その他の交通費」に改め、「以下同じ。」および「1キロメートル当りの定額または実費額により」を削り、同条第6項中「日当は、旅行中の日数に応じ1日当りの」を「宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの」に改め、同条第7項中「宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により」を「宿泊費は、第15条の額を上限とした実費額により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が認める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第6条第8項中「食事料は、水路旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により」を「包括宿泊費は、第16条に規定する合計額を上限とした実費額により」に改め、同条に次の5項を加える。

9 転居費は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。

10 着後滞在費は、第18条に規定する額を支給する。

11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について支給する。

12 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費について、実費額により支給する。

13 死亡手当は、職員が外国の在勤地において死亡し、または出張もしくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合および外国在勤の職員の配偶者または子が、当該職員の在勤地において死亡した場合または家族移転費が支給される外国旅行（本邦内での移転を除く。）中に死亡した場合に支給する。

第7条中「旅費は、」の次に「旅行に要する実費を弁償するためのものとして」を加える。

第8条を次のように改める。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者および概算払により旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者ならびに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出または支払をする者（以下「支出担当職員」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な書類の全部または一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費または旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費または旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給または支払を受けることができない。

- 2 概算払により旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後1週間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出担当職員は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、1週間内に当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出担当職員は、その支出し、または支払った概算払による旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合または前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、支出担当職員がその後においてその者に対し支出し、または支払う給与または旅費の額から当該概算払に係る旅費額または当該過払金に相当する金額を差引かなければならない。
- 5 第1項の請求書または書類が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書または書類の提出が電磁的方法により行われたときは、支出担当職員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書または書類を提出したものとみなす。

7 第1項に規定する請求書および必要な添付書類の種類、記載事項または記録事項および様式、第2項および第3項に規定する期間ならびに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

第8条の2を削る。

第9条から第19条までを次のように改める。

(証人等の旅費)

第9条 第3条第5項または第6項の規定により支給する旅費は、特別の定めがある場合を除くほか国家公務員その他公職にある者には各その官公職相当の額、その他の者には、その都度市長の定める旅費額とする。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道および外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第11条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第12条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号および第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶および航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。）を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受

けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

（４）前３号に掲げる費用に付随する費用

２ 前項の規定にかかわらず、公務について自家用の自動車を使用して旅行した場合のその他の交通費の額は、１キロメートルにつき３７円とする。

（宿泊手当）

第１４条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その１夜当たりの額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和２５年大蔵省令第４５号）第１４条第１項および別表第３の一 本邦の表の額を準用する。

２ 宿泊手当の額は、次条の規定により支給される宿泊費または第１６条の規定により支給される包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

（１）朝食または夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の３分の２の額

（２）朝食および夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の３分の１の額

３ 前２項の規定にかかわらず、旅行者が旅行中自宅（住所または居所もしくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合については、その夜数に応じた宿泊手当は支給しない。

（宿泊費）

第１５条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額の上限は、国家公務員等の旅費支給規程第１３条および別表第２職務の級が１０級以下の者の欄の額を準用する。ただし、特別の事情がある場合として市長が別に定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第１６条 包括宿泊費は、移動および宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額の上限は、当該移動に係る第１０条から第１３条までの規定による交通費の額および前条の規定による宿泊費の合計額とする。

（転居費）

第１７条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とし、その額は、転居の実態を勘案し

て規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費および宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第10条から第13条までの交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当および着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第20条を削る。

第21条中「前職務相当の」を削り、同条を第20条とする。

第22条の見出し中「遺族」を「遺族等」に改め、同条第1項中「死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費とする」を「次に掲げるものとする」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じて職員が遺族の居住地と職員の死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

第22条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の調整)

第22条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行にお

ける特別の事情によりまたは旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費または通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費またはその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

第23条を次のように改める。

(外国在勤および外国旅行)

第23条 渡航雑費、死亡手当ならびに職員が外国を在勤地とする場合および外国旅行(国家公務員等の旅費に関する法律第2条第1項第3号の外国旅行をいう。)をする場合の規定においては、同法、国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)および国家公務員等の旅費支給規程の規定を準用する。

第24条を削る。

第25条第1項中「在勤庁」の次に「(旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)」を加え、同条を第24条とする。

第26条を第25条とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第17条から第19条までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以降の赴任に係る旅行であって、同日前に出発した旅行については公布の日から適用する。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の鯖江市一般職の職員の旅費に関する条例の規定は、前項に規定する場合を除き、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(鯖江市一般職の職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 鯖江市一般職の職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例(昭和57年鯖江市条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第13条第1項第4号および第14条第5号」を「第10条第1項第5号および第11条第1項第4号」に改める。